

小林市上水道公道部水道施設復旧作業等業務委託プロポーザル実施要領

1.対象業務の概要

(1) 目的

小林市上水道公道部水道施設復旧作業等業務委託は、本市が所管する上水道公道部における突発的な漏水修繕や緊急時の夜間作業等の各種業務について、事業者の実績及び豊富な知識・経験等のノウハウを活用することにより安全、円滑かつ効率的な作業が実現できるよう、複数年契約で包括的に委託するものである。

また、本市と事業者との共同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、上水道管路施設等の機能維持・維持管理業務の効率化とサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

次の各号に掲げるとおりとし、業務の範囲等は「小林市上水道公道部復旧作業等業務委託特記仕様書」に定めるものとする。(別紙1)

- ①漏水修繕作業
- ②公道部掘削作業
- ③検定満期メーター取替作業
- ④休日待機業務
- ⑤水道施設の営繕及び緊急時対応業務(休日、祝日、夜間を含む)

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(4) 予定金額

30,100,000円／年（消費税及び地方消費税を含まない ※作業内容・件数により増減あり）

2.公募型プロポーザル方式を採用する理由

対象業務の履行には、広範かつ専門的な知識及び豊かな経験を必要とし、価格のみの競争になじまないため。

3.全体スケジュール

項目	提出期限または期日
募集公表及び実施要領等の公表	令和8年2月6日(金曜日)
参加表明書受付期間	令和8年2月6日(金曜日)～令和8年2月20日(金曜日)
参加資格確認結果の通知	令和8年2月25日(水曜日)
質問の締め切り	令和8年3月4日(水曜日)
質問に対する回答日	令和8年3月6日(金曜日)
提案書提出締め切り	令和8年3月11日(水曜日)まで
プレゼンテーション及び審査	令和8年3月18日(水曜日)13時30分～
審査結果の通知	令和8年3月25日(水曜日)
契約締結	令和8年4月1日(水曜日)

※日程は手続の進捗状況により変更する場合がある。

4.参加資格要件

- ①小林市指定給水装置工事事業者証の交付を受けていること。
- ②小林市競争入札参加資格を取得していること。
- ③平日、土日、祝日等の夜間対応を含み、24時間3名以上の待機体制が整っていること。
- ④小林市内に営業所を置いていること。

5.参加表明書の提出

受付期間: 令和8年2月6日(金)8時30分～令和8年2月20日(金)17時00分まで

提出書類: 参加表明書(様式第1号)に、参加資格要件を証明する書類を添えて提出

提出先: 上下水道局上下水道課 上水道経営グループ

提出方法 郵送又は持参

6.提案者の認定

参加表明書を提出した者については、参加資格審査を行い、提案者の認定又は不認定について、参加表明者に参加資格確認結果通知書(様式第2号)にて通知する。

また、認定した参加表明者には、提案書提出要請書(様式第3号)により提案書の提出を要請する。

7.提案書の作成要領

提案書は、「小林市上水道公道部復旧作業等業務委託提案項目」(別紙2)で示した項目ごとに、下記の

①～⑦に留意し作成すること。(任意様式)

①各様式に文字数及び枚数の制限は設けないが、明確かつ具体的に記述すること。本編以外に付属資料等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。

②図面等でA3版を使用する場合はA4版に折り込むこと。

③使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

④Microsoft Word又はExcel形式により作成することを基本とする。

⑤原則として横書きで記載すること。

⑥使用する文字サイズは11ポイント以上とする。

⑦ページ番号を記入すること。

8.審査方法

(1)選定委員会の設置

小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第6条第1項に基づき、選定委員会を設置する。

(2)選定委員会の構成

選定委員会は、小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第6条第2項及び第3項に基づき、副市長を委員長とし、市の職員を委員とする。

(3)評価項目及び評価基準

評価点表のとおり。(別紙3)

(4)審査結果の通知等

審査の結果は、全ての提案者に対し、審査結果通知書(様式第4号)により通知する。

9.その他

(1)提案書に関する経費は、全て事業者の負担とする。

(2)提案書は、1人の提案者から1つの提案とする。

(3)提出書類は、本市及び選定委員会のみ使用することとし、必要に応じて複写する。

(4)契約締結後であっても本事業において不正行為の事実が発覚した場合、情報漏えい等社会的影響が大きいと考えられる場合は、契約を解除する場合がある。

(5)本事業に関係する小林市職員及び提案者に対して不正な接触の事実が認められた場合は、本市の判断によりその提案者を失格とする場合がある。